

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
たたら山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	63	保安林活用手続き簡素化及び指定施業要件の緩和	本プロジェクトに基づく行為であって、市の森林整備計画の目的及び市が独自に森林区分毎に定める基準又は区域の範囲内であれば、指定施業要件を超える行為であっても実施可能とする。 また、森林バイオマス利用、緩衝帯設置などが市が定める一定の条件を満たす行為であれば、年1回の事後申請で可能とするなど手続きを簡素化する。 なお、これらは、県からの保安林業務の権限移譲を受けたくえ、市の責任において実施する。	保安林活用手続き簡素化及び指定施業要件の緩和	農林水産省 林野庁 治山課	森林法第34条	D	—	—	指定施業要件は、属地毎の調査を行い、森林所有者等の権利制限に留意しつつ、保安林機能を十全に発揮させる上で必要な最小限度の規制内容としていること。このため、指定施業要件を超えて行為を行うことについては、保安林機能の発揮に支障をきたすおそれがあるものと思料。一方、指定施業要件を超える行為であっても保安林機能に支障をきたさない場合は、指定施業要件の見直しのための変更手続きを行うことにより、実施することが可能。 また、保安林の機能の維持又は強化を図るために生育の悪いスギ林やマツ林などを他の樹種又は林相に改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、指定施業要件に伐採の特例を設けることにより、現行の指定施業要件にかかわらず、標準伐期齢未満の立木の伐採や、択伐指定である保安林での皆伐の実施、1箇所当たりの皆伐面積の限度を超えた伐採等の対応が現行の制度においても可能。 さらに、「年1回の事後申請で可能とする」について、指定施業要件の範囲内での間伐及び人工林での択伐については、現行においても許可申請ではなく事前の届出により実施可能であり、年1回まとめて行うことも可能なことから、今回の事業の様に計画的に施業を実施することとしているケースでの手続きに際しては、現行の制度において対応可能と思料。開発については、許可申請であるが、年1回まとめて申請することが可能としており、いずれも現行において簡素化を図っていること。なお、土砂の流出防止等の森林の持つ公益的機能を十全に発揮させるため、皆伐については、特区以外の他市町村も含めた区域全体における年度毎の皆伐面積を一定以下に調整する必要があること、間伐・択伐についても伐採材積等に関し、指定施業要件への適合を確認する必要があること、事後申請ではこれら調整等ができないため、申請・届出はいずれも事前の届出としているもの。		d	別紙のとおり	本提案については、担当省庁(農林水産省)から提案された特例を用いた事業の実施について、島根県との調整を行うこととする。なお、農林水産省は島根県に対し、特例が適用されることについて説明された。また、特例の適用が困難であることが明らかとなった場合には、改めて協議を行うものとする。	I
たたら山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	64	農地取得に係る下限(別段)面積の緩和	定住を希望するUターン者や同一地域内に居住する者については、今後、耕作放棄地になることが見込まれる農地で、農業委員会及び市が認めるものに限って、10㎡未満でも農地取得を可能とする。民間企業等は対象とせず、転用に関する契約を交わすなど、特例を認めることでの弊害への対応策を市の責任において実施する。	農地取得に係る下限(別段)面積の緩和	農林水産省 農地政策課	農地法施行規則第20条	D	—	—	1 下限面積の設定は、市全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能な制度となっており、耕作放棄地が相当程度存する地域を中心に区域を設定し、その地域に別途の下限面積を設けることで対応可能と思料。 2 なお、区域の設定については、地区や集落単位で指定する場合の他、A1目B番1号〜A1目B番3号といった番地単位で設定を行っている例もあること。 3 打ち合わせの際にも申し上げたところであるが、農業経営基盤強化促進法第18条に規定する農用地利用集積計画に基づく権利取得においては下限面積要件を求めているため、Uターン者が将来の地域の担い手として市町村の基本構想に位置付けられているのであれば、農用地利用集積計画に基づき、10㎡未満の規模で農地の権利を取得することが可能。		d	(1~2) 区域を区切って行うことについては、現在検討を進めているところであるが、設定に伴う集落単位の農地の荒廃状況及び農地面積の集計に、相当な時間を要することが見込まれるため、検討・実務の状況によっては、秋以降に再協議をお願いしたい。 なお、「番地単位で設定を行っている例もあること。」とのことだが、農地付の空き家は市内に多数存在していることから、市全域で一律に設定する手法に比べて、非効率であることは明らかであり、本市提案の実現に向けた解決策としては馴染まないと考えている。	担当省庁(農林水産省)から提案のあった「区域を区切って行う」ことについて、指定自治体において検討されたい。その結果を踏まえ、秋以降協議を行うものとする。	IV
たたら山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	65	「スーパーコミュニティ法人」制度の創設	コミュニティビジネスなどの営利事業と非営利事業とを一体的に実施でき、現行のNPO法人制度や農事組合法人などのメリット(補助金、融資制度、みなし寄附金制度や寄附に対する優遇税制等)を一元的に享受でき、法人税、住民税、消費税等が免除される新たな法人制度を創設する。 (制度概要) 認証:市が認証 構成員が地域住民に限定されており、第一次産業の再生につながる取り組みを実施する団体であることが基本要件。 税免除:法人、住民、消費税 利益配分:不可 みなし寄附金:可能	「スーパーコミュニティ法人」制度の創設	総務省自治行政局 住民制度課	地方自治法第260条の2	C、D、F	—	未定	雲南市提出の申請書の内容や2月22日に開催されました「国と地方の協議会事務局レベル打ち合わせ」における説明を踏まえ、雲南市が達成したいことは、①営利事業と非営利事業とを一体として行うこと、②補助金、融資制度、みなし寄附金制度や寄附に対する優遇税制の適用を受けること等であると推察されます。雲南市の目的を実現するには、当該所管する認可地縁団体制度(不動産等の団体名義での登記等を可能にし、財産保有上の制約を除くことを目的としたもの)ではなく、NPO法人の仕組みを改良する方が合理的であると考えられます。 しかし、以上のことは、今回の特区申請にあたり、現在までに雲南市より示された申請書の内容や打合せにおいて明示された事項から推察されるものであり、認可地縁団体制度について、雲南市が企図する制度を構築するに際して具体的に支障となる部分があればお示しくださいとお願いいたします。 次に、地域協働体については、平成21年度に総務省の新しいコミュニティのあり方に関する研究会において、「地域における多様な公共サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織等が地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織」と定義され、その構築を推進すべきとされたことから、平成22年度に地域協働体構想検証事業を行い、地域協働体の設立状況や活動状況、課題等について整理を行ったところです。端的に言えば、地域の既存の各種団体の連携を促す取組であり、法律に基づくものではなく事実上の取組であり、何かを規制するものではないことにご留意願います。 今後、ご提案の内容を更に具体的に拝聴したうえで、関係各省とともに可能な対応を検討してまいりたいと考えております。		d	別紙のとおり	指定自治体からの提案を踏まえ、引き続き実現に向けて協議を継続する。	II
たたら山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	66	農林漁業バイオ燃料法に係るバイオ燃料の定義の拡大	中山間地域において、里山の未利用バイオマス(林地残材や間伐材)のエネルギー利用の推進に先進的に取り組む事業者については、木質チップによるバイオマスエネルギー利用であっても、この法律の適用が受けられるよう、バイオ燃料の定義を拡大する。	農林漁業バイオ燃料法の定義の拡大	農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課	農林漁業バイオ燃料法(特例措置部分: 地方税法及び施行規則)	A-1	検討中	検討中	農林漁業バイオ燃料法及び施行令においては、木質チップは単なる乾燥、切断、破碎、粉碎の簡単な方法によって製造されるものとして加工度が低く製造方法の改善の余地が少ないとの理由で法に定める特定バイオ燃料の対象外となっております。 他方、昨年の震災以降、原発事故を踏まえ、地域の未利用資源を活用した分散型エネルギー供給システムの構築が求められているところから、このような特区制度の中で木質チップを本法に基づく特定バイオ燃料の対象とすることは、農林漁業有機物資源の有効利用及びバイオ燃料の生産拡大とそれによる農林漁業の発展とエネルギー供給源の多様化へ寄与するためという目的に合致すると考えられるため対応可能です。 (ただし、木質チップを活用した取組が、農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画として認定された場合であっても、当該取組の設備が地方税法施行規則附則第6条第4項第1号に規定する「木質固形燃料製造設備」として固定資産税の減免の対象となるかについては、総務省の確認が必要。)		a	()内の内容については、地域活性化総合特別区域における事業の実施に必要な新たな規制の特例措置等の提案として、平成24年3月26日付文書にて提案したところ。	—	I

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	63	保安林活用手続き簡素化及び指定施業要件の緩和							D	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。自治体は取組の実現に向けて、農林水産省から提案された特例を用いた事業の実施について、鳥根県との調整を行うこと。但し、取組が実現できないことが判明した場合は、農林水産省と改めて協議を行うこととする。	I
たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	64	農地取得に係る下限(別段)面積の緩和							D	要望の実現に向けて、農林水産省から提案のあった「区域を区切って行う」ことについて、自治体において検討されたい。一旦協議は終了するが、自治体側の検討結果をまとめた上で、秋以降に農林水産省と改めて協議を行うこと。	IV
たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	65	「スーパーコミュニティ法人」制度の創設	C,D,F	—	未定	ご提案のあった①地縁による地域自主組織の法的位置付けの明確化についてですが、認可地縁団体制度は、不動産等の団体名義での登記等を可能にすることで財産保有上の制約を除くことを目的としたものであり、自らの創意工夫に基づき地域的な共同活動を行う地縁団体や地域自主組織の活動又は機能自体を規制する制度ではありません。 また、②CBIによる利益の非収益事業への充当を可能とする制度構築についてですが、具体的な達成目的が寄附金税制優遇措置であることが明確であり、これを早期に実現するためには、当課で所管する認可地縁団体制度ではなく、NPO法人の仕組みを改良する方が合理的であると考えられます。 ご提案の内容につきましては、さらに具体的に拝聴した上で、関係省庁とともに可能な対応を引き続き検討して参りたいと考えています。	d	これまでの協議を踏まえ、持続可能な地域経営を担う地縁型組織(地域自主組織)の法人化について、継続的な協議をお願いしたい。 なお、『スーパーコミュニティ法人研究会』において、新たな法人制度についての検証を進めていることから、その検証結果をもとにあらためて提案して参りたい。	C,D,F	要望の実現に向けて、自治体は地域における課題を明確化し、「スーパーコミュニティ法人」制度について精査を行った上で、地縁による団体を核とした法人制度の具体化と、その有効性について検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、自治体側で発足された研究会の検討結果をまとめた上で、秋以降に総務省と改めて協議を行うこと。	IV
たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	66	農林漁業バイオ燃料法に係るバイオ燃料の定義の拡大							A-1	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。ただし、木質チップを活用した取組に係る設備が地方税法施行規則附則第6条第48項第1号に規定する「木質固形燃料製造設備」として固定資産税の減免の税制上の特例措置を受けるには、税制改正要望を行い、その要望が認められる必要がある。したがって、本特例措置の実現にあたっては、税制改正大綱の結果を踏まえ、必要な法令改正を行うこととする。	I